

認定外部機関の認定申請を考えている皆様へ

平成 22 年 10 月 4 日

「認定外部機関」とは、日本弁理士会継続研修を行う法人又は団体として当会が認定した機関^{※1}です。(日本弁理士会内規第 94 号「継続研修実施細則」第 37 条第 1 項)

認定外部機関となるためには、日本弁理士会に認定申請を行うことが必要です。また、認定外部機関として認定^{※2}された後も、実施する研修を継続研修の単位として認定を受けるためには、次年度の研修計画を提出及び各研修開催日の 1 ヶ月前までの研修認定申請が必要となります。

平成 23 年度から認定外部機関として継続研修の実施を考えておられる法人又は団体の方は、以下の点にご留意ください。

■認定外部機関になるための認定申請の期限

認定外部機関の認定申請は、[平成 22 年 11 月上旬までに申請をお願いします](#)。申請をご検討の機関におかれましては、お早めに下記担当までお問合せくださいますようお願いいたします。

■認定外部機関への説明会への参加

平成 23 年度の研修計画の作成及び提出につきまして、[平成 22 年 12 月 1 日（予定）に説明会を実施](#)します。認定外部機関のご担当者の方には、この説明会に必ず参加していただくようお願いします。

■平成 23 年度研修計画の提出

研修計画は、経済産業大臣の承認を受ける必要があるため、[平成 23 年 1 月（締切日は、上記説明会でお知らせします。）までに平成 23 年度の研修計画を提出](#)することが必要です。

【お問合せ先】日本弁理士会事務局研修課（認定外部機関担当）

電話 03-3519-2360、FAX 03-3581-1205

(参考)

※1 認定外部機関一覧（平成 22 年 10 月 1 日現在）（PDF 形式）

現在、日本弁理士会継続研修における「認定外部機関」は、上記の 59 団体です。

※2 認定外部機関の認定基準は、次のとおりです。

- ①一定の社会的実体を有し、継続性を有する機関
- ②知的財産関連の研修を行う機関
- ③・弁理士全般に開放されている研修を行う機関、又は
 - ・弁理士であることが会員等の条件となる機関であって、当該会員に対して研修を行う機関、又は
 - ・これらと同等と研修所が認める機関

以上